

証券コード 5380
平成29年9月8日

株 主 各 位

愛知県高浜市論地町四丁目7番地2

新東株式会社

代表取締役社長 石 川 達 也

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日（月曜日）午後5時までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2 本社3階ホール
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報 告 事 項 第54期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shintokawara.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成28年 7 月 1 日)
(至 平成29年 6 月30日)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀が積極的な政策等を打ち出したものの、中国をはじめとする新興国の景気の減速、米国の政策運営や欧州の政治情勢へ対する懸念もあり、景気の先行きは不透明な状況であります。

当業界におきましては、過去最低水準の住宅ローン金利の影響により、新設住宅着工戸数が前年比で堅調に推移しております。しかしながら、戸建住宅の着工戸数は低い水準に留まっており、不透明感が高まっています。

このような中、当社主力製品である「CERAMシリーズ」やリフォーム向け石付板金屋根材「SHINTOかわらS」等、当社の特色を活かした営業を展開いたしました。

売上の状況といたしましては、主力製品「CERAMシリーズ」の拡販や新規顧客の掘り起こし等、積極的な営業活動に努めましたが、戸建住宅の着工戸数の低い水準での推移や、太陽光関連売上の減少等により、前年比減収となりました。

利益面におきましては、売上高の減少等により営業利益、経常利益、当期純利益は、いずれも前期を下回りました。

以上により、売上高6,293百万円（前期比8.0%減）、営業利益92百万円（前期比43.6%減）、経常利益115百万円（前期比36.9%減）、当期純利益76百万円（前期比32.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は111百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第51期 (平成26年6月期)	第52期 (平成27年6月期)	第53期 (平成28年6月期)	第54期 (当事業年度) (平成29年6月期)
売上高 (百万円)	8,789	6,835	6,839	6,293
経常利益 (百万円)	174	60	182	115
当期純利益 (百万円)	122	147	114	76
1株当たり当期純利益	32円94銭	41円62銭	32円27銭	21円70銭
総資産 (百万円)	8,049	7,979	7,618	7,419
純資産 (百万円)	3,210	3,348	3,432	3,484
1株当たり純資産額	903円01銭	945円62銭	969円99銭	984円82銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) **対処すべき課題**

わが国経済は、政府や日銀が積極的な政策等を打ち出しましたが、戸建住宅の着工戸数や原油価格の動向等により、今後の売上高への影響や製造コストの上昇が懸念されます。

こうした厳しい経営環境に対処するため、当社におきましては、生産、営業、物流の効率運営を推進し、徹底的なコスト削減に努めております。

また、製造コストに見合った適正な販売価格改定についてのご理解をいただくことで、安定供給体制の確保に努めております。

当社は、お客様に一層信頼される企業として成長すべく、「新5S」(スマイル・セーフティー・スペシャルティー・スリム・スピード)を理念として、掲げております。

次期は、セーフティー(安全意識の向上)、スペシャルティー(パフォーマンスの向上)、スピード(情報発信のスピード化)を重点項目に掲げました。

引き続き、安全な職場環境の整備、お客様満足度の向上及び従業員の意識向上、高付加価値商品の提供をとおして、企業環境の激変に的確に対応しうる経営体質の構築に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (平成29年6月30日現在)

粘土瓦の製造及び販売ならびにこれに附帯する事業を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場**（平成29年6月30日現在）

本社	愛知県高浜市論地町
東京支店	東京都中野区
本社第一工場	愛知県高浜市
本社第二工場	同上
宮ノ浦工場	同上
二池工場	同上
港南第一工場	愛知県碧南市
港南第二工場	同上
明石第一工場	同上
土浦センター	茨城県土浦市

(7) **従業員の状況**（平成29年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
158名	3名増	39歳6カ月	11年7カ月

（注）従業員数には、嘱託社員（15名）、臨時及びパートタイマー（10名）は含まれておりません。

(8) **主要な借入先**（平成29年6月30日現在）

借入先	借入金残高
岡崎信用金庫	1,010,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	810,000
株式会社愛知銀行	530,006

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,158,417株 |
| ③ 株主数 | 542名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
有限会社マルイシ	195	5.5
石川 大輔	190	5.3
石川 達也	184	5.2
岡崎信用金庫	183	5.1
瀬下 信行	165	4.6
株式会社愛知銀行	144	4.0
石岡 真千子	135	3.8
三菱UFJ信託銀行株式会社	130	3.6
石川 富子	121	3.4
新東社員持株会	119	3.3

（注）1.当社は、自己株式を619千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成29年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 川 達 也	
常 務 取 締 役	石 川 大 輔	生産部長、テクノセンター長
取 締 役	新 美 昌 彦	営業部長
常 勤 監 査 役	牛 田 修	
監 査 役	西 垣 誠	弁護士 入谷法律事務所 シーキューブ株式会社社外監査役
監 査 役	中 根 祥 雄	

- (注) 1.監査役西垣誠、監査役中根祥雄の両氏は、社外監査役であります。
2.監査役中根祥雄氏は、金融機関の出身であり、そこで培った業務経験や専門知識を持っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3.当社は、監査役西垣誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
大須賀 清	平成28年9月28日	辞任	社外監査役
榊 原 那臣之	平成29年2月9日	辞任	取締役管理部長

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4 名	66,512千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	6,027 (2,427)
合 計 (うち社外役員)	8 (3)	72,539 (2,427)

- (注) 1.平成9年9月26日開催の定時株主総会で、取締役の報酬月額は、10,000千円以内と決議されております。

- 2.平成12年9月26日開催の定時株主総会で、監査役の報酬月額は、1,000千円以内と決議されております。
- 3.当事業年度末の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成29年2月9日をもって辞任した取締役1名及び平成28年9月28日をもって辞任した社外監査役1名を含んでいるためであります。
- 4.当社は、平成23年9月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしており、平成28年9月28日をもって辞任した社外監査役1名に対し、長期未払金勘定より役員退職慰労金1,069千円を支給しております。
- 5.上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 西垣誠氏は、入谷法律事務所に所属する弁護士であり、当社は、同法律事務所との間に顧問契約があります。

また、同氏は、シーキューブ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
監 査 役	西 垣 誠	当該事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、及び監査役会6回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、主に弁護士としての経験・知見に基づく法律分野の専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	中 根 祥 雄	平成28年9月28日就任以降に開催された取締役会12回、及び監査役会4回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、金融機関の経験者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

内部統制システムに関する新東グループの基本方針

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業環境の激変に的確に対応し、お客様や社会からの期待に応える企業として成長すべく、日常の行動の考え方の基準となる「新東企業行動憲章」を定めます。
当グループの役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスを実践し、企業倫理を形成することにより、組織・個人が一体となりコンプライアンスに取り組むことといたします。
- ② 当社は、代表取締役直轄の組織として監査室を設けております。監査室長は、監査役と連携のもと、計画に基づいて定期的に監査業務を行っており、各部署において適正に職務執行されていることを確認の上、社長に報告しております。
- ③ 当社は、コンプライアンスに関する相談窓口を監査室に設置しております。また「公益通報者保護規程」を制定し、通報した人が不利益を受けないことを保証しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、法令や社内規程に基づき、文書等の保管を行います。
- ② 文書管理規程、ITに関する規程等は、必要に応じて適時見直しをいたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、想定されるあらゆるリスクの洗い出しを行い、リスクを軽減するような対策に最大限努めます。
- ② 諸規程の改廃や新たな規程の制定等、社内規程の整備が適切に行われる体制を整えます。
- ③ 有事の際は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止めるよう危機管理体制を整備いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。またその運用に関しては、「取締役会規程」を制定し、適正に運用しております。
- ② 業務遂行を円滑に行うため、部長会や全社会議等重要会議体を設け、経営判断が的確かつ迅速に行える体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うことといたします。

(6) 監査役を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補佐は、監査室との緊密な連携をもって行うことを基本方針といたします。なお、当該使用人が必要となる場合は、これを配置し、評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、もしくはこれによらず重要な事項について、速やかに監査役へ報告するものとします。

② 監査役は、重要な意思決定や業務執行等の状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて、意見・質問を述べます。

③ 代表取締役は、監査役との意見交換を定期的に行います。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適正な提出に向け、有効かつ適切な内部統制の構築を行い、また継続的に評価、見直しをし、適正な運用を図ることといたします。

(当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)

当事業年度において、当社は、業務の適正を確保するため、遵守すべき基本事項をまとめた「新東企業行動憲章」を定め、従業員一人ひとりに周知するよう努めております。

また、取締役会をはじめ、部長会や全社会議等重要会議体において意見交換を定期的実施しており、リスク管理の強化を図り、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

その他、反社会的勢力の排除、監査役の独立性確保及び職務補佐等、「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」に定められた項目は適正に運用されております。

以 上

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	3,080,819	流 動 負 債	3,162,145
現金及び預金	324,156	支払手形	57,787
受取手形	269,070	電子記録債権	399,396
電子記録債権	183,851	買掛金	377,410
売掛金	848,293	短期借入金	1,760,000
商品及び製品	1,346,494	1年内返済予定の長期借入金	159,996
仕掛品	14,626	リース負債	6,735
原材料及び貯蔵品	66,720	未払金	243,552
前払費用	15,624	未払費用	40,469
繰延税金資産	5,899	未払法人税等	9,710
その他の金融資産	8,081	前受り金	7,078
貸倒引当金	△2,000	預賞与引当金	15,745
固 定 資 産	4,338,692	設備関係支払手形	11,740
有形固定資産	4,160,002	営業外電子記録債権	19,354
建物	1,062,538	その他の負債	45,353
構築物	54,849	固 定 負 債	772,409
機械及び装置	101,202	長期借入金	430,010
車両運搬具	17,405	リース負債	91,964
工具、器具及び備品	60,005	退職給付引当金	178,529
土地	2,676,418	資産除去債	31,961
リース資産	86,871	その他の負債	39,944
建設仮勘定	100,711	負 債 合 計	3,934,554
無 形 固 定 資 産	7,305	純 資 産	の 部
ソフトウェア	5,274	株 主 資 本	3,470,829
電話加入権	2,031	資 本 金	412,903
投資その他の資産	171,385	資 本 剰 余 金	348,187
投資有価証券	66,124	資 本 準 備 金	348,187
出資	20,548	利 益 剰 余 金	2,834,788
破産更生債権等	6,848	利 益 準 備 金	21,487
長期前払費用	7,108	その他の利益剰余金	2,813,300
繰延税金資産	48,639	別途積立金	2,000,000
保険積立金	11,104	繰越利益剰余金	813,300
その他の金融資産	16,594	自 己 株 式	△125,050
貸倒引当金	△5,582	評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,127
資 産 合 計	7,419,511	その他有価証券評価差額金	14,127
		純 資 産 合 計	3,484,957
		負債及び純資産合計	7,419,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 7 月 1 日
至 平成29年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,293,022
売上原価	5,174,930
売上総利益	1,118,092
販売費及び一般管理費	1,025,781
営業利益	92,310
営業外収益	
受取利息	32
受取配当金	1,642
受取運送料	20,964
補助金収入	11,205
その他	14,388
営業外費用	
支払利息	21,002
その他	4,176
経常利益	115,364
税引前当期純利益	115,364
法人税、住民税及び事業税	33,600
法人税等調整額	4,961
当期純利益	76,802

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成28年 7 月 1 日）
（至 平成29年 6 月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計 合		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年7月1日残高	412,903	348,187	21,487	2,000,000	763,043	2,784,530	△124,919	3,420,703
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△26,544	△26,544		△26,544
当 期 純 利 益					76,802	76,802		76,802
自己株式の取得							△131	△131
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	50,257	50,257	△131	50,126
平成29年6月30日残高	412,903	348,187	21,487	2,000,000	813,300	2,834,788	△125,050	3,470,829

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	
平成28年 7 月 1 日残高	12,295	3,432,998
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△26,544
当 期 純 利 益		76,802
自己株式の取得		△131
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,832	1,832
事業年度中の変動額合計	1,832	51,958
平成29年 6 月30日残高	14,127	3,484,957

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 会計処理に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価を把握することが極めて……移動平均法による原価法を採用しております。

困難と認められるもの

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物、平成28年4月1日以降取得した構築物及び港南第二工場の有形固定資産は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

機械及び装置 9年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

①担保に供している資産

現金及び預金	20,000千円
建物	1,052,523千円
構築物	25,784千円
土地	2,384,484千円
計	3,482,792千円

②上記に対応する債務

買掛金	26,795千円
短期借入金	1,370,000千円
1年内返済予定の長期借入金	120,000千円
長期借入金	330,000千円
計	1,846,795千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,982,775千円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 39,944千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,158,417株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 619,751株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年9月28日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	26,544	7.5	平成28年6月30日	平成28年9月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年9月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	26,539	7.5	平成29年6月30日	平成29年9月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引は一切行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、全てが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務につきましては、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規定に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（投資有価証券の価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	324,156	324,156	—
(2) 受取手形	269,070	269,070	—
(3) 電子記録債権	183,851	183,851	—
(4) 売掛金	848,293	848,293	—
(5) 投資有価証券	63,124	63,124	—
資 産 計	1,688,496	1,688,496	—
(1) 支払手形	57,787	57,787	—
(2) 電子記録債務	399,396	399,396	—
(3) 買掛金	377,410	377,410	—
(4) 短期借入金	1,760,000	1,760,000	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	159,996	160,078	82
(6) リース債務（流動負債）	6,735	6,769	33
(7) 未払金	243,552	243,552	—
(8) 未払法人税等	9,710	9,710	—
(9) 預り金	15,745	15,745	—
(10) 設備関係支払手形	19,354	19,354	—
(11) 営業外電子記録債務	45,353	45,353	—
(12) 長期借入金	430,010	430,195	185
(13) リース債務（固定負債）	91,964	92,164	200
負 債 計	3,617,016	3,617,517	500

（注）1.金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)短期借入金、(7)未払金、(8)未払法人税等、(9)預り金、(10)設備関係支払手形、(11)営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)1年内返済予定の長期借入金、(12)長期借入金

これらの時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)リース債務（流動負債）、(13)リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税	1,862千円
賞与引当金	3,539
貸倒引当金	2,275
退職給付引当金	53,447
長期未払金	11,951
たな卸資産	20,312
資産除去債務	9,562
その他	1,138
繰延税金資産小計	104,089
評価性引当額	△41,946
繰延税金資産合計	62,143

（繰延税金負債）

資産除去債務に対応する除去費用	1,573千円
その他有価証券評価差額金	6,031
繰延税金負債合計	7,604
繰延税金資産の純額	54,538

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	5,899千円
固定資産－繰延税金資産	48,639千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	984円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	21円70銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月24日

新東株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴久 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦生 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新東株式会社の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月25日

新東株式会社 監査役会

常勤監査役	牛 田	修	㊞
社外監査役	西 垣	誠	㊞
社外監査役	中 根	祥 雄	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は26,539,995円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年9月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたします。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年1月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

1,500,000株

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合に、平成30年1月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,500,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株 式 数
1	いし かわ たつ や 石 川 達 也 (昭和46年9月13日生)	平成10年6月 当社入社 平成14年12月 当社東京支店営業課長 平成16年3月 当社品質保証課長 平成16年9月 当社代表取締役社長（現任） 平成20年9月 新東ルーフ株式会社代表取締役	184,500株
2	いし かわ だい すけ 石 川 大 輔 (昭和48年7月13日生)	平成9年4月 当社入社 平成15年9月 当社開発課長 平成16年9月 当社テクノセンター長兼開発課長 平成17年9月 当社取締役テクノセンター長 平成23年9月 当社常務取締役生産部長兼テクノセンター長（現任） 平成23年9月 新東ルーフ株式会社専務取締役	190,500株
3	にい み まさ ひこ 新 美 昌 彦 (昭和43年7月29日生)	平成3年8月 当社入社 平成13年9月 当社営業本部モジュール課長 平成19年4月 当社営業本部次長兼モジュール課長 平成22年9月 当社取締役営業本部営業部長 平成23年9月 当社取締役営業部長（現任） 平成23年11月 新東ルーフ株式会社取締役	6,000株
※4	はや かわ ただし 早 川 正 (昭和41年5月19日生)	平成13年1月 当社入社 平成15年12月 当社管理部システム課長 平成17年10月 当社営業部営業管理課長兼管理部システム課長 平成23年1月 当社営業部営業課長、営業管理課長兼管理部システム課長 平成25年7月 当社営業部次長、営業管理課長兼管理部システム課長 平成29年2月 当社管理部長兼システム課長（現任）	—

(注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。

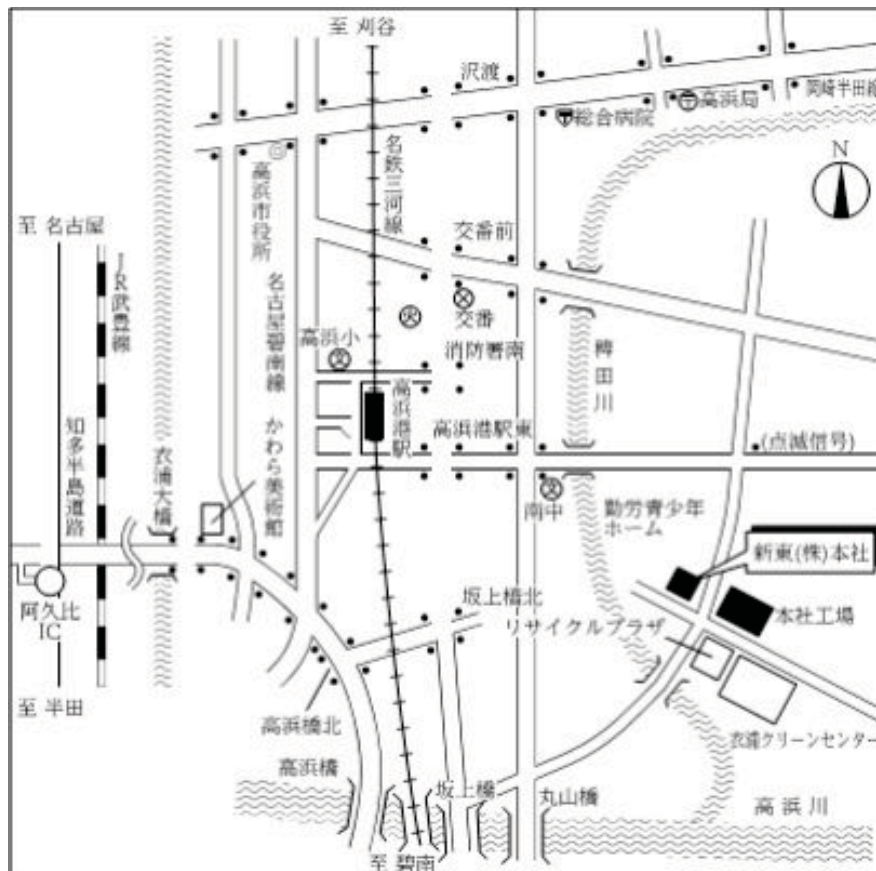
2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県高浜市論地町四丁目 7 番地 2
新東株式会社 本社 3 階ホール
電話 0566-53-2631 (代表)



交通のご案内

公共交通機関 名鉄三河線「高浜港駅」下車徒歩20分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。